

## 令和5年度 住宅金融支援機構

# 適合証明技術者登録及びオンライン講習会のご案内

「適合証明技術者」は、住宅金融支援機構のフラット35（中古住宅）、財形住宅融資（リ・ユース住宅）及びリフォーム融資希望者等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査で融資希望物件が住宅金融支援機構の基準に適合しているかの判定業務を行い、適合した物件に適合証明書を発行することができます。「適合証明技術者」の登録には、登録制度の内容、意義及び業務の重要性を十分認識していただくとともに、的確に業務を行っていただくための講習の受講が義務付けられていますので、必ずご受講ください。

主催者 共催 （一社）新潟県建築士事務所協会・（一社）日本建築士事務所協会連合会  
協力 独立行政法人 住宅金融支援機構

### ■ 受講期間（オンライン講習）

第1期	令和5年 8月 2日（水）～ 8月15日（火）
第2期	令和5年 9月13日（水）～ 9月26日（火）
第3期	令和5年10月25日（水）～ 11月 7日（火）
第4期	令和5年12月 6日（水）～ 12月19日（火）

### ■ 受付期間・受付締切

受付期間	令和5年 7月 3日（月）～ 11月20日（月）
受付締切	第1期 令和5年 7月18日（火）
	第2期 令和5年 8月29日（火）
	第3期 令和5年10月10日（火）
	第4期 令和5年11月20日（月）

### ■ 適合証明技術者として登録できる方の要件

登録申請予定の建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士または木造建築士であり、「適合証明技術者業務講習」を受講し、登録を希望する方、及び既存住宅状況調査技術者資格を有する方。

- ※1 ひとつの建築士事務所で複数の者が登録をする場合、登録申請は別々に行ってください。
- ※2 すべての二級建築士及び二級建築士事務所に所属する一級建築士においては、地上階数3以上の共同建ての住宅（マンション）に係る適合証明業務に関して、建築士法第3条の2及び第3条の3に定めるものに限って行うことができます。また、すべての木造建築士及び木造建築士事務所に所属する建築士においては、マンションに係る適合証明業務を行うことができません。
- ※3 「住宅金融支援機構 フラット 35（中古住宅）等適合証明技術者支援情報（URL：[www.kyjj.jp](http://www.kyjj.jp)）」（以下「支援情報サイト」という。）で適合証明技術者の登録情報（事務所名、事務所所在地、適合証明技術者名、建築士資格種別、TEL、FAX等）を公開いたしますのでご了解のうえ申請してください。

### ■ 登録申請者

建築士法第23条の3に基づく建築士事務所登録をしている開設者

### ■ 登録に関する経費

既存住宅状況調査技術者の有効期限により登録期間・登録料が異なります。 (税込)

登録期間	登録料	受講料	テキスト代	合計
1年間(有効期限が2025年3月31日の方)	6,650円	11,000円	4,400円	22,050円
2年間(有効期限が2026年3月31日の方)	13,300円			28,700円
3年間(有効期限が2027年3月31日の方)	19,950円			35,350円

### ■ 振込先口座

第四北越銀行白山支店 普通預金No.1554733 一般社団法人 新潟県建築士事務所協会

## ■ 登録申請・オンライン講習受講に必要な書類等

---

### ① 登録申請書

② 適合証明業務に関する確認書 ※A3サイズで出力し提出してください。

- ③ 都道府県知事または指定事務所登録機関が発行した建築士事務所登録を証する書類の写し
- ④ 登録予定建築士の建築士免許証または免許証明書の写し
- ⑤ 既存住宅状況調査技術者修了証明書または資格者証の写し
- ⑥ 登録予定建築士の写真1枚 ※カラーの証明写真（縦 3.0cm、横 2.4cm）で、6か月以内に撮影したもの。
- ⑦ 運転免許証、パスポート等公的機関発行の写真付き資格者証等、氏名と写真が確認できる書類の写し

### ⑧ 受講申込書

※ ①、②、⑧の書式及び登録規程、協会HP <http://www.niaaf.or.jp> よりダウンロードしてください。

※登録規程は、適合証明業務を実施する際には、登録規程を遵守する必要があります。適合証明業務を実施する際には、登録規程の内容をよくご確認ください。

## ■ 申請受付窓口（書類郵送先）

---

〒951-8131 新潟市中央区白山浦 1-614 白山ビル 6階 （一社）新潟県建築士事務所協会 宛

## ■ 登録証明書の交付

---

「適合証明技術者登録証明書」は、登録申請手続きと講習を受講された方へ登録機関事務局から、令和6年3月以降、技術者宛てに簡易書留で郵送します。

適合証明業務開始日・適合証明業務システム利用開始日は、令和6年4月1日です。

適合証明技術者登録及び講習会について詳しくは、

フラット 35(中古住宅)等適合証明技術者支援情報HP

<https://www.kyj.jp> をご覧ください。



---

## （一社）新潟県建築士事務所協会

〒951-8131新潟市中央区白山浦1-614白山ビル6F ☎025-265-4748/FAX025-231-6553